

児童虐待防止と地域の役割

大阪府寝屋川子ども家庭センター 神田 真知子

1 虐待事件からの経過

2004年1月に新聞報道された岸和田市の児童虐待事件は、児童福祉の歴史に残る大事件であった。また、10月には高石市でも虐待による死亡事件が起こってしまった。大阪は虐待防止の取り組みが全国一進んでいると自負してきたが、府内でも虐待事件が多発する極めて深刻な状況にある。府民の方は、“児童相談所は何をしているんだ”、“なぜ守れなかったのか”と思われると思うし、“子どもを早く保護しろ”という気持ちも持っておられるだろうと思う。しかし、安全を確保するため子どもを迅速に保護することは大変重要だが、家庭から子どもを保護することは手段であり、虐待問題の解決方法ではない。

寝屋川子ども家庭センターでは、2002(平成14)年度に市民の方からの「たたかれている」「夜間外に出されている」とか、学校から「放置され満足に食べていない」「叩かれてアザがある」等の虐待通告が、月に約10件であった。それが2003年度は月20件と倍になった。それだけ学校の取り組みも進み、地域の目も変わってきて虐待の発見が進んだことが件数の増加につながっていると考える。しかし、今年度は、月40件ペースで毎日通告電話があるような状況である。これだけの子どもたちが虐待という被害に遭っているおそれがある。当センターでは、4月～9月までの上半期で250人の子どもたちの通告を受けていることになる。この件数は大変な数である。通告を受けた子どもの約1割は、家庭や地域から離れて、仲の良い友達からも離れ、見守ってくれている先生からも離れて、施設で生活することになる。今の制度では、虐待を受けた子ども自身が安全確保のために家から離れて施設で暮らすということになる。

施設に入所した子どもたちも、施設で長期間生活することが最善ではない。子どもたちは安心できる家庭に戻りたい、地域に戻りたい、親から見捨てられたくないと思っている。子どもたちの“いつ帰れるんだろう”という声も聞く。虐待のない安心できる家庭に帰



り、それを支えてくれる地域で暮らすのが子どもの権利保障だと思う。施設の生活では、どんなに職員が頑張っても家庭ではないし、親でもない。さらに、施設で長期間育つと、子どもは家庭にあこがれて、早くに結婚する人も多い。自分は“子どもを叩くような親にならないでおこう”、“自分の子どもはしっかりかわいがる”、“と思って家庭を持って、親になるが、親にしっかり愛された経験がなく家庭生活の経験がなく親になっていくと、思いと実際の子育てのギャップに苦労する例もある。

重篤な虐待事件をみると、親自身が虐待を受けて育ったという共通点が見えてくる。虐待の連鎖が起きて繰り返されている。しかしこの親たちが子どもの時代には、社会全体は児童虐待への関心はまだ低く、子どもを守れていなかった。“私もこうやって育ったんだ。その時は誰も守ってくれなかったのに、自分の子どもに同じ育て方をして何が悪い”という親の主張がある。この連鎖を、地域で親と子どもを支えていくことで断っていくことが、虐待防止のための地域の重要な役割である。

私自身も少女時代を振り返って思い出すと、父子家庭でしたので近所のおばちゃんたちや親戚の人たちがよく声を掛けてくれ手伝いにも来てくれていた。私自身が経験した“地域の人が支えてくれた”、“親せきのおばちゃんが助けてくれた”というようなことが、今は激減したような気がする。

2 虐待事件の教訓

重篤な虐待事件からは、ブレーキをかけられない親の姿が、またブレーキをかける人が家の中にも地域にもいない、そういった課題も見えてきます。

新聞報道された虐待事件は、岸和田事件から高石事件まで、大阪府内（大阪市は除く）で5件起こっている。全国では、虐待防止法が施行された2000年11月から2003年6月までの間に127人の子ども達が親の虐待により亡くなっている。これらの事件から様々な課題が見えてくる。

地域の課題としては、近隣の人々や子どもたちが目撃したり聞いたりしていた「痩せてきた」「叩かれていた」等の情報が児童相談所や市役所に届かなかったことがある。

その理由として、連絡先がわからない、親の仕返しが不安だった等のことが推測できるが、大事件になる前に機関や学校に情報がなぜ届かなかったかというところに、地域の大きな課題があると思う。

またある事件では、お母さんが幼児を虐待で死なせてしまった。新聞報道では、お母さんは育児が大変で、ある日近隣の方が何気なしに言った「この子小さいね」の一言で、母親は自信をなくし子どもを外に出せなくなったと書かれていた。家から出してもらえなかった子どもの虐待を地域は発見ができなかった。ここにも虐待の発見の難しさがある。

また、お母さんが赤ちゃんの睾丸を切り取った疑いで逮捕された事件がある。順調に发育していた赤ちゃんの睾丸だけが切り取られたというショッキングな事件であった。事件は現在公判中だが、母親は子ども時代父親に性的虐待を受けていたとの報道もあり、虐待の連鎖という難しい一面が見えてくる。

府内で昨年報道された虐待事件から

- 1 岸和田事件 中3男児 餓死寸前
- 2 泉佐野事件 1才男児 死亡
- 3 和泉事件 0才男児 重傷
- 4 豊中事件 6才女児 死亡
- 5 高石事件 2才男児 死亡

※ 2000. 11～2003. 6 に全国で127人が虐待死

虐待の4つの種類

1 身体的虐待

- ・打撲傷、内出血、骨折、火傷等
- ・首を絞める、殴る、蹴る、熱湯をかける
- ・食事を与えない、閉じこめる等

2 ネグレクト (怠慢、放置)

- ・食事、衣服等監護を怠る
- ・医療を受けさせない
- ・学校に行かせない等

3 性的虐待

- ・子どもへの性交、性的行為の強要
- ・性器や性交、ポルノグラフィーを見せる

4 心理的虐待

- ・言葉による脅し、無視、拒否
- ・きょうだい間の差別等著しい心理的外傷
- ・子どもの前でのDVも含まれる

※ 親以外の同居人による行為も虐待である

3 虐待の現状

虐待には、特に基準はない。子どもから見て不適切な、子どもの権利が侵害されている状況があれば、傷が軽かろうが重かろうが、虐待であると考えられる。

虐待には①身体的虐待、②ネグレクト、③性的虐待、④心理的虐待の種別がある。虐待防止法の改正では、子どもの前で行われるDVや親以外の同居人の行為も虐待の定義に含まれた。

虐待者の割合を見ると、母親が多い。このことは、お母さんが子育てで誰の助けもなく、お父さんの協力や支えが少なく母親に育児負担が重くかかり、虐待の要因になっていることを示している。虐待の種別では、身体的虐待が増えている。それから、件数ではまだ少ないが性的虐待が確実に増えている。件数にあがっているのは氷山の一角と考える。

ある中学生の女の子が5年前からあった性的虐待を保健室の先生に初めて打ち明けた事例があった。学校生活は精一杯頑張っていたが、心も体も“ぼろぼろ”に傷ついていた。

性的虐待を発見した場合は、原則として再発防止のため加害親と子どもを分離する。この事例でも子どもを一時保護し、その後母親は離婚した。が、性的虐待の場合は加害者である父親はいなくなっても母



親と子どもとの親子関係が混乱する場合が多く、時間をかけていねいに母子の関係を援助していくことが重要である。

被虐待児童を年齢別にみると、幼児が半数を占めているが、学校との連携が進み小学生、中学生、が増えてきている。乳幼児の虐待は保健センターの健診や医療機関の受診時の発見が多い。法的には、私もみなさんも含め国民全員が、虐待を見つけたら通告をするのは義務である。見て見ぬふりは法律違反である。罰則はないが、通告をしないのは法律違反だということを認識していただきたい。児童相談所が通告を受けると、概ね48時間以内に関係機関と協力しながら安全確認を行い、危険度や重症度を判断する。通告を受けて放ったらかしは法律違反である。

子ども家庭センター（児童相談所）は、法的な権限があるので、親がケガをした子どもに会わせない、虐待を受けている子どもの安否がわからないという時は、警察の協力を得て立入調査をする。時には親

が反対しても、子どもの安全を守るために、職権でお預かり（一時保護）する。施設入所は、親の同意がないとできないので、同意がない時は児童福祉法28条にもとずく裁判を起こす。大阪府では一昨年は3件だったが、去年は計13件の家庭裁判所申立をしている。裁判をしてでも子どもを施設に預かるというケースは着実に増えている。

虐待防止法の改正があって、2005年度からは児童相談所だけでなく市町村も通告先になる。子ども虐待の通告があったら市町村が子どもに直接会うなどして安全確認を行わねばならない等、市町村の役割が強化される。また、お母さんが働いていなくても、保育所は虐待を受けている子どもの優先入所の配慮をしなくてはいけないというのが法律に明記された。また、学校や病院等の団体は、当然のことながら人権文化センターも早期発見や予防に協力する義務がある。

虐待の通告義務 ～早期発見のために～

● 児童福祉法、児童虐待防止法で規定 ●

1. 通報は国民の義務（ただし罰則はない）
2. 学校、児童福祉施設、病院等の団体は早期発見に努める義務
3. 守秘義務より虐待通告義務が優先
4. 秘密漏えいの禁止

※ 通告先は、子ども家庭センターまたは市町村

虐待防止法等の改正

1. DV が心理的虐待に
2. 市町村の役割が強化
 - 市町村も通告先に
 - 児童の安全確認の役割
 - 被虐待児童の保育所入所に配慮
3. 学校、病院、施設等の団体も早期発見や予防、親子の再統合に協力する義務
4. 児童の自立支援、親子の再統合への援助を強化

虐待を受けた子どもの特徴

1

身体面の症状 ◆ 傷が続く、低身長や低体重、過食、食欲不振、夜尿、腹痛、抜毛

2

行動面の症状 ◆ 暴力、自傷、不登校、学業不振、うそ、家出、盗み

3

精神面の症状 ◆ 対人関係の問題（距離がうまくとれない）
◆ おびえ、無気力、無表情
◆ 不眠、悪夢、落ち着きがない

4 虐待を受けた子どもの特徴

虐待を受けている子どもの多くは、“お父ちゃんにたたかれている”と自分からは言わない。けがをして、青あざをつくり、顔が腫れていても、学校の先生が「どうしたの」と聞いたら、子どもは「自転車から落ちた」等と言う。虐待を受けた子どもたちは、お父さん・お母さんに怒られるのが怖いという不安な気持ちや、お父さん・お母さんは大好きだから、悪口を言いたくないという気持ち、先生に言ってもどうにもならないというあきらめの気持ち等様々な気持ちを持っている。一方で、子どもたちは、“けががある”“髪の毛が抜けてきた”“家出が頻繁にある”“友達関係が下手でおどおどしている”“表情がない”など、いろんな形で周りの大人にSOSを出している。そのSOSを見落としたり、子どもだけの問題だと決めつけたりしないでほしいと思う。

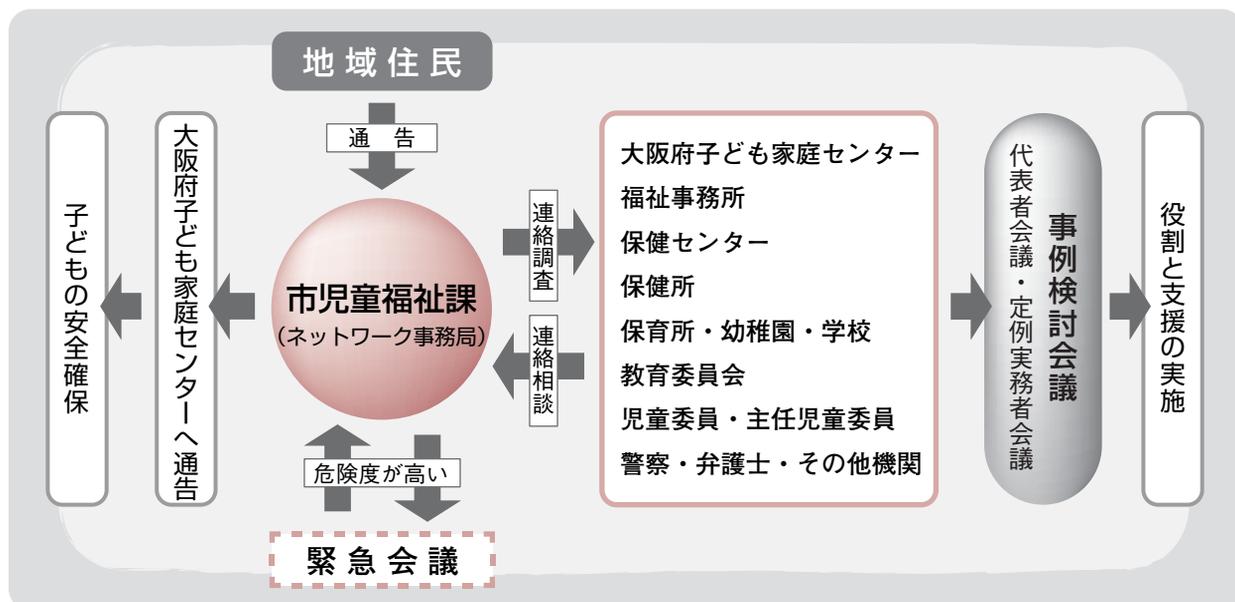
5 保護者の状況

重度の虐待をしている保護者の大半が子ども時代に虐待を受けた経験がある。たたかれて育った人、放ったらかされて育った人。愛されずに育った人。親たちは、愛された経験が乏しい上に子育てのモデルが身近にいないため、どうして子どもを愛するのか抱くのがわからない、どうしてほめるのがわからない。怒り方は、たたかれてきたから体が覚えている。でも、ほめられたことがないためほめ方はわからない。ある

日、施設で子どもが職員と言ひ合いになった後で、職員が「そうだね、あなたの言うことが正しいわ。ごめんね謝るわ」と何気なく言ったら、この子はきょとんとして「大人が私に謝ったことは初めて」と言った。このような当たり前の親子のコミュニケーションができていない。だから、お母さん・お父さんには子育ての方法を言葉ではなくて、実際にほめ方、愛し方、遊び方、謝り方、叱り方等を行動で示し、目の前で見せてあげないとわからないと思う。

また、若い保護者の世代の多くはメール世代。若い世代の方で母親、父親に“どのようにして出会われたのですか”と聞いたときに、「出会い系サイト」と言われる方も多い。メールでやりとりをして交際し結婚する。メールでは気持ちを書けるけれども、言葉で「愛している」ことを表現したり、いかに相手を思いやり、大事に思っているかということを行うのはとても下手である。事務的な話とか事実は言えても、気持ちが言えない。ましてや子どもにいかに親が子どもを愛しているか、子どもが大事だから怒るんだとか、どうして欲しいのかという気持ちが、きとんと伝わるように言えていない。子どもは何でたたかれるのか、何で怒られるのかわからない。理由がわからないから、びくびくするし、顔色を見て、怒られるのが過ぎるのを無表情で待つ。親はその様子を見てまた怒る。このように、家庭内の親子や夫婦のコミュニケーションが下手だというのを、実感する。これは、虐待をしている親だけではなく、社会全体がコミュニケーション下手になっているように思う。危険信号ではないだろうか。

児童虐待防止ネットワークのモデル的实践例



6 地域のネットワークづくり

地域で虐待防止のネットワークを作っているということ、図式化した。地域では市町村単位、大阪市では区単位で関係機関が集まって、一つの家庭を支えるためにどうするかどの機関が何を援助できるのかを議論している。緊急な事態には緊急会議をしながら子どもを守り、親を援助しているという仕組みができています。

7 地域の役割

今日のテーマである「地域の役割」で地域が何をしないといけないのか。まず、地域で虐待を受けている子どもを早く見つけてあげてほしい。けがも軽いうちに、大きな事件になる前に周囲の大人が気づくことが一番大事なことです。情報を集め、保護者に虐待であることをはっきり伝え、同時に援助をする。地域で、見守り、しかも機関や人々が連携して支え続ける。援助は何年にもわたり、地域が疲れてしまうケースもあるが、現代は親せきや家族が弱くなっているため、地域で支え続けることが求められている。地域でどう支え続けるか。子どもを地域が育てる。親が育てる力が弱いので、子どもをどう育てるか、親をどう具体的に支援していくかが地域の役割だと思う。

そのためには、ケース会議で地域の機関が幅広い情報を共有して家族の問題を理解し、問題解決に向かって各機関が何を援助していくのかについて役割分担と責任を明確にすること、またどの機関が中心になって進行管理していくか“主担機関”を明確にしておくこと、さらに支援しながらも常に危険度の変化を判断しておくこと、危険度が高まれば迅速に子どもの安全確

虐待防止のための地域の役割

- 1 虐待（疑いを含む）の早期発見、通告
- 2 子どもの情報の収集、情報の提供
- 3 保護者の気づき（告知）と援助
- 4 日常生活の見守り（モニタリング）
- 5 機関が連携して地域で親子を支え続ける
- 6 子どものケア（見守り、自立支援）

地域が行う援助の3本柱

- 1 子育ての援助（ペアレンティング）
- 2 子ども自身への援助
- 3 家事援助、経済的援助

保を優先することが重要である。

最後に、地域の役割の3本柱として「親の子育てをどう援助するか」「子ども自身をどう援助するか」「家事をどう援助するか・経済的にどう援助するか」、が大事な3つの要素だと思う。例えば一緒に大掃除をする、保育所の送迎を応援する、就労の支援をする、子どもに料理や洗濯を教える等、地域ならではの具体的ななおせっかいな援助を考えて欲しい。

虐待から子どもを守ることは、結果として全ての子どもたちの健全な成長と権利を守っていくことにつながると思っている。